

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年3月15日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 3月15日（木） 午前10時00分～午前11時44分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 石田 ちひろ 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永 尾 福 祉 部 長
大串 福祉 計画 課 長 西田健康推進部長品川区保健所長兼務
臨時 給付金 担当 課 長 兼 務
川 島 健 康 課 長 三ッ橋 国保 医療 年金 課 長
井浦品川区保健所生活衛生課長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第42号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

第42号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

第42号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

国民健康保険は、0歳から74歳までの方の中で、社会保険などに加入している方以外の方や生活保護を受けている方以外の方が加入するものとなっております。

国保制度では、国保の基礎分・医療分、後期高齢者医療制度へ支払う後期高齢者支援金分、介護保険制度へ支払う介護納付金分と大きな3つの支払いがあります。これらの支払いのため、それぞれに対応する保険料を徴収する必要があります。

徴収する保険料の金額が不足してしまいますと、各支出が賄えなくなってしまいますし、余分に保険料を徴収してしまうと、今度は被保険者の方に過剰な負担を負わせてしまうことになります。そのため、適正な保険料を集めるために、あらかじめ必要な保険料額を算定し、保険料率などを定める必要があります。

さらに、それぞれの保険料は所得に応じて負担がかかる所得割と人数に応じて負担がかかる均等割の2種類で構成されております。

改めまして、資料をご覧ください。品川区国民健康保険条例の一部改正について、(1)保険料率等の変更でございます。赤字でお示ししていますところが今回の変更内容でございます。特別区長会の「平成30年度基準保険料率案」と同じ保険料率としております。

国保の基礎分・医療分、保険料率、所得割、100分の7.32、均等割、3万9,000円、賦課割合、所得割対均等割、62対38、保険料賦課限度額58万円、均等割7割減額、2万7,300円、5割減額、1万9,500円、2割減額、7,800円でございます。

後期高齢者支援金等賦課額分と介護納付金賦課額はそれぞれ表のとおりでございます。

右上に移りまして、軽減対象となる所得基準額の引き上げでございます。国の政令改正により、保険料均等割軽減の対象となる世帯を拡大いたします。5割減額を27万5,000円、2割減額を50万円に拡大いたします。

(2)保険料賦課総額の算定方法の変更についてでございます。こちらは、国保制度の広域化により、国民健康保険法施行令が改正され、各賦課総額（基礎分・後期支援分・介護分）の算定方法が変更となったためでございます。こちらは、後ほど次ページを用いて説明いたします。

(3)その他の変更でございます。

①国民健康保険法において、国民健康保険運営協議会の名称変更に伴い、品川区国民健康保険運営協議会の名称を品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会と変更します。

②世帯内の保険料賦課額対象となる範囲については、表現をシンプルにわかりやすく改めます。

(4)施行期日は平成30年4月1日でございます。

おめくりいただき、参考資料をご覧ください。

①国保制度改革に伴う特別区の対応方針等について（保険料率関係）でございます。4項目でございます。

(1)特別区の対応方針でございます。将来的な方向性（都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応いたします。なお、特別区水準を参考に独自に対応することも可といたします。

(2)特別区統一保険料率算定方法の変更でございます。国保制度の広域化により、各市町村は納付金をベースにした保険料率算定を行うこととなったため、従来から統一保険料率による調整を行っていた特別区では、新たな統一保険料率方式として23区の納付金額をベースにした基準保険料率の算定を行うこととなりました。なお、東京都が示す各区の収納率を反映した標準保険料率は参考値として捉えることといたします。

(3)基準保険料率における保険料激変緩和策でございます。特別区では、新制度開始から6年間保険料の激変緩和措置を実施いたします。平成30年度では、本来必要となる保険料額に94%を乗じた金額を保険料率算定用の賦課総額とすることで、保険料率を引き下げ、負担軽減を図ります。保険料賦課総額を減じた分、各区の法定外繰入金で補填いたします。なお、国や都においても、制度開始から6年間の保険料激変緩和策として追加公費を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

(4)法定外繰入の解消又は縮減。激変緩和措置の割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消（縮小）することを目指します。

下の赤枠でございますように、品川区では、この方針のもと算定した特別区の平成30年度基準保険料率と同率の保険料率とし、特別区として一体となって国民健康保険事業を推進してまいります。

右側に移りまして、②保険料の各賦課総額の算定方法の変更についてでございます。保険料の賦課総額（保険料として必要とする金額）は、今まで区市町村がそれぞれ必要な経費や収入を見込み、算定しておりましたが、国保制度の広域化に伴って、東京都が算定した各納付金を基準に賦課総額を算定することとなりました。

賦課総額、保険料率の算定方法イメージ図をご覧ください。上が現行、下が平成30年度以降でございます。現行は、費用見込みから国や都の交付金などの収入見込みを差し引き、赤い部分で示しました不足分を賦課総額として、被保険者数や所得をもとに決定しておりました。一方、平成30年度以降は、東京都が62区市町村の費用見込みから国の交付金や都の法定繰入金を差し引き、赤い点線部分の都全体で必要となる納付金を各区市町村の被保険者数や所得水準等により按分いたします。この品川区分として示された納付金を基準に保険料として集めるべき金額である賦課総額を決定いたします。縦書きで品川区と書かれた部分をご覧ください。品川区の納付金、こちらは都が算定し、提示した納付金でございますが、そのほか区が見込んだプラスマイナス要因を小さく示しております。プラスとして健康診査等、マイナスとして特別交付金等を差し引いて、賦課総額、保険料として集める必要がある金額を定め、品川区の被保険者数や所得をもとに算定した保険料率、均等割額、所得割率も決定をいたします。

なお、新旧対照表を別添しております。

最後に、昨年度までは国保運営協議会の資料を添付しておりましたが、既にホームページにアップして、掲載しておりますため、今年度は国保運営協議会の資料は添付いたしませんでした。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（真）委員

国民健康保険の都道府県化については、2月27日の委員会でも所管事務調査でもあったので、状況も理解をしているつもりです。当日、請願も2本出ていましたから、国保の全体のあり方も十分、話は理解したつもりです。

改めて、今回、品川区として統一保険料方式に入ることの利点と今後の課題の点を2つ教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、大きなメリットといたしましては、本来、国が示しております都道府県化で保険料率を統一するというものがございます。それに伴って、特別区統一を目指しております。それが一番大きなメリットでございます。そのほかに、標準保険料率に関しましては、都内23区として、同一世帯同一所得であれば保険料も同じであるため、一番、区民にわかりやすいというものがございます。それが大きなものでございます。

そのほかにもさまざまなメリットがございまして、23区統一は、区民にわかりやすいだけでなく、これから医療費の適正化など、年々、国全体として医療費が高額になってまいりますので、そこを何とかしなければならぬという部分が大きくございます。それに向かって標準保険料率は考えております。そして、その中で、今申し上げたような23区統一のメリット。品川区としては、標準保険料に関しては、23区全体としてやっていきたいという賛同のもとに考えております。

○鈴木（真）委員

統一化に反対するものではないのですが、今の中でもう一度、確認させていただきたい。医療費の高額化と統一化することのつながりが直接よく理解できなかったもので、そこをもう一度、お願いします。

○三ッ橋国保医療年金課長

年々、高額医療費は国全体で本当に高額になっております。その中で、今回の統一というのは、医療費が保険料に反映されなければならない部分がございます。今回、まさに高額療養費分は保険料に算定しておりますので、その意味で、これから国民健康保険料は国保が抱える財政運営の基盤安定化という部分では、国保にかかわっている方、国保の方が払っていくことが一番大きい部分でございます。

○鈴木（真）委員

その部分はわかります。国保のあり方はわかるのです。そこと、今言った統一化の部分の整合性が私には理解しにくかったので、もう一度、聞いて、それでわからなければ、また改めて聞きます。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、23区全体に関しましては、所得水準、低所得、多子世帯、それぞれ各区、いろいろな状況がございます。その中では、品川区は比較的、所得が若干、高い状況になっている。平均よりも高くなっております。しかしながら、区民にとって、同一世帯で同一所得の保険料はわかりやすい部分がございますので、何とかして、国保全体として医療費の削減は考えていかなければならない部分でございます。医療費の適正化については、ジェネリック医薬品の普及啓発や、また、重複医薬品の普及啓発など、

医療費適正化を課長会の中でこれから考えていかなければならない部分もございます。その中で医療費の適正化を考えていかなければならないので、今回の統一もでございます。

○鈴木（真）委員

医療費の適正化はぜひお願いしたい。今、私の中で理解していないところがあるので、また改めてお聞きしたい。課題としては、医療費の高額化。これは国保全体の課題です。統一化による課題と考えたときに、これはあまりない。さっきおっしゃったメリットだけと判断していいのか。

○三ッ橋国保医療年金課長

先ほど申しあげましたのは、メリットがメインでございましたが、デメリットも確かにございます。今回、23区統一の考え方のもとにおいて、独自に対応する区もでございます。例えば法定外繰入金は23区として6年間と考えておりましたけれども、それよりも早く、独自で考えられる区もございますので、各区の考え方を反映できる部分では、メリット、デメリットがございます。

○鈴木（真）委員

法定外繰入金も6年間ということで、それは了解したつもりです。

もう一つ、今回のことではなくて、全体の確認なのですけれども、基礎賦課額の賦課割合がある中で、所得割対均等割を今回、61対39から62対38に変更する基準は何でしたか。

○三ッ橋国保医療年金課長

23区統一といたしましては、こちらにお示ししていないのですけれども、58対42という昨年同様の賦課割合になってございます。それを全体として、23区の中で按分いたしまして、先ほど申しあげましたが、品川区はどうしても所得割の高い方がいらっしゃいます。所得割が高いために、各区に按分したときに62対38となっております。

○若林委員

今の鈴木真澄委員のメリットの部分です。今、統一保険料と医療費が高額になるところの角度から質疑があったのですが、所得の高い区は保険料は安くなる。それから、所得の低い区は保険料が高くなるという意味になってしまうのでしょうか。

それから、保険料率を考えた場合に、法定外繰入が大きくあって、この前の質疑で3区、統一保険料を適用しないということは、法定外繰入の6年間を採用しないところが統一保険料を採用しないと理解をしていいのか。その辺の法定外繰入と統一保険料の考え方に何か関連があればお聞きしておきたいと思えます。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、所得が高いと保険料が安くなるかという最初のご質問でございますけれども、保険料と申しあげますのは、その区独自で、所得割の高い方、また、先ほど申しあげておりませんでしたけれども、被保険者数によっても状況が大幅に変わっております。所得割は所得に関係してきまして、均等割は被保険者数に関係してくるものでございます。その中で所得割が高い方が多いと保険料が安くなるわけではなくて、賦課総額が決まった中で所得割をこの割合にしていこう、また、均等割は被保険者数に応じて、こういう割合にしていこうという考え方でございます。単純に所得が高い方が多いと保険料が安くなるということではないことをご承知おきいただければと思います。

また、一方、法定外繰入金でございますが、3区の考え方は、特別区統一保険料方式を了解しながら、6年間ではなく、ある区は4年間で解消していこう、また、ある区はもう少し長くしていこうという考えで、各区独自となっております。6年間にこだわっていないから、法定外という考えでもないようでご

ざいます、実際に、そのほかの20区は6年間でやっつけようと思っております。この法定外繰入金は、国の解消、縮減という大きな目標がございますので、全国規模で申し上げますと、ある区のように4年間で解消するところも、全国の自治体の中にはございます。

あとは、法定外繰入金は本当に難しい部分がございます。一般財源から投入する部分もございます。なるべく保険料率を上げないように加味しながら解消していきたいと思っておりますが、国は解消すると言っている方向性ですので、23区としては6年間と考えております。

○若林委員

法定外繰入を6年間で解消しないところは、イコール、統一保険料によらない、独自の保険料率を設定すると理解していいのかを確認させていただきたいと思います。

続けて、私も過去に国保運営協議会の委員として参加させていただいたことがあって、そのときに言ったのですけれども、国保運営協議会の資料も今日出されている資料も、文章として、こういう考え方で、都の納付金額があって、いろいろな要素を加味して、それから法定外の考え方もあって、医療費をなるべく抑えるためにこういうふうに保険料率を決めたということで結果が出てくるのです。

いつも不思議に思うのは、算定式が全く出てこない。東京都の納付額、そもそもの基礎です。そこから足したり、引いたり、割ったり、掛けたりする算定式が一切示されないで、こうなったから100分の7.32等という答えが出されて、いろいろ激変緩和もやって、ご理解くださいという説明にずっとなっているわけです。私が国保運営協議会委員として参加したときにも指摘したのですが、今回もこういう説明で終わりますか。

○三ッ橋国保医療年金課長

最初の法定外繰入を6年間で解消しない区は独自の保険料率とみなしていいのかという部分でございますけれども、結果的には、その可能性が高いです。3区のうち1区は6年間でと考えているかもしれませんが、私が知る限りでは、1区が不明確な部分がございますので、法定外繰入解消に6年間という可能性はございます。ここは指標ではなく、6年間がネックになっているわけではないと考えております。

あと、資料の部分でございますけれども、国保運営協議会、今年、第1回目は勉強会をいたしまして、その部分では、国保、保険料とはというところから、ものすごく時間をかけて、考え方を説明しております。

国保運営協議会は、今年は2回開きました。最初の勉強会のときには、国保の賦課総額という考え方、先ほど申しあげました所得割、均等割の考え方は、総額から加味している。被保険者数がそれぞれの世帯数によっても違いますし、人数によっても違いますけれども、かなり細かい階層に分かれておまして、その計算をしております。その概略的なものをきちんと説明したものが第1回目の国保運営協議会にございます。

そして、第2回目の先日行われました国保運営協議会でございますけれども、第1回目は本当に勉強会をいたしまして、国からこういうふうに交付金が入ってというものだったのですが、第2回目につきましては、勉強会の資料をもとに今回の算定方式、今回は7.32という所得割であったり、3万9,000円という均等割であったりをお示ししております。昨年度までとは違って、今年は勉強会もしましたし、また、今回、かなり国保医療年金課としては丁寧に国保運営協議会の中では説明していったつもりでございます。

ただ、委員、ご指摘のように、今回の資料はシンプルだったと思われていらっしゃると思いますけれ

ども、国保医療年金課の中でも、今回の委員会に対して、どういう資料を出していけばいいか。国保運営協議会の資料をそのまま出すと、国保運営協議会の意味合いもごさいますので、どの部分を使っていったらいいかを精査した上で、今回はこのような形にさせていただきました。

○若林委員

私も一言、言ったかいたがあったのかなと思います。結果の数字を出してくるわけですので、せめて平成30年度の品川区国民健康保険条例の一部改正についての参考資料、平成30年度以降の図の部分、ここに東京都の費用見込みや国の交付金とか都の法定繰入金がある。都全体で必要となる納付金がある。せめて、こういうところに数字を埋め込むぐらいはやるべきではないかと私は思うのです。それで、品川区に線がおりてきて、納付金があって、プラスがあって、マイナスがあって、それはそれぞれこういう金額でこの結果になる。そういう流れは、条例審査ですので、そういう勉強会をするつもりもありませんけれども、そういう説明は普通はあってしかるべきと指摘をさせていただいて、今、答弁として、その数字を入れ込むとこういうふうになるという数字があるのであれば、参考までにお聞きしたいと思います。

第1回目の国保運営協議会で詳細な数字をもとに、責任ある立場の方々が勉強をされて、理解をされて、そして承認されたわけですから、数字がなくても、それはそれでよしとするという立場ではごさいます。

もう一点だけ、激変緩和措置の部分についてだけお尋ねしたいと思います。6年間で法定外繰入金、私は、これは決して赤字と指摘されるものではないと思っていますけれども、国の方針としては6年間で終了する。保険料が上がっていくことが当然、想定されるということで、これは都の委員会なのかね。激変緩和用の財源のうち、特例基金の活用が6年で終了すること。それから、激変緩和のための暫定措置も提言することから、これらの措置終了後に激変が生じないよう配慮するという言い方をされているのです。この6年間が終わった後の激変が生じないよう配慮するというのはどういう意味か確認をさせてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、いろいろな交付金等々の金額でごさいますけれども、非常に複雑な部分でごさいますので、改めて数値はお示ししたいと思います。お手元に国保運営協議会の資料がごさいませんので、改めてなのですけれども、例えば、保険料率算定上の基礎数値がごさいまして、基礎分でごさいますと、東京都から示される納付金の総額がごさいます。それが例えば2,257億円でごさいまして、その中で、区といたしましては、保険料激変緩和策としての94%を乗じると、2,121億円になります。

今、申し上げましたのは調整前なのです。例えば交付金であったり、また、収納率などの見込みなどが加味されていませんで、それらの差し引きが115億円あり、それぞれ賦課総額は2,142億円と、2,006億円になります。こちらをもとに所得割総額、算定用所得総額、所得割率が出されます。そうしますと、品川区で申し上げますと7.32と出て、これが所得割率でごさいます。それと均等割額が3万9,000円となります。そのあたりを国保運営協議会で細かく申し上げました。

確かに委員、ご指摘のように、この場でその部分をお示ししていなかったのは大変申しわけありません。今回、国保医療年金課の中でも精査はしたのですけれども、足りない部分、また、お示ししなければならぬ部分が多々あると思いますので、そのあたりは改めさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○若林委員

そもそも今回の条例改正の中でも、わかりやすさの工夫もされているということで、大変複雑で難しい、なかなか私なんかもいまだにというところもあります。より丁寧にわかりやすく、委員会また区民に対して情報提供を引き続き行っていただきたいと思います。

最後に、参考資料①の(2)のなお書きについて、東京都が示す各区の収納率を反映した標準保険料率は、基準ではなく、参考値として捉えるとあるのですけれども、各区の収納率を反映したものを都もあえて標準保険料率として、参考値として提示しているのです。参考までに、ここはどんな数字なのか。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、都が示しました標準保険料率でございますけれども、品川区では7.60が基礎分でございます。そして、支援金分が2.26となっております。均等割額でございますが、4万3,227円となっております。

○鈴木（ひ）委員

中身に入る前に、私も資料の点で一言申し上げたいのですが、今回、説明資料がA3判の2枚で、本当にこの資料を見て、私は驚いたのです。国保の条例の審査は何回もやっていますけれども、こんなに少ない資料は、初めてだと思います。今回は、特に国保の仕組みが都道府県化ということで、大きく変わろうとするときの条例の審査です。にもかかわらず、国保運営協議会に出された資料も示されず、なぜ、こんな少ない資料になってしまったのかをお聞きしたいです。

国保運営協議会の資料はホームページに載っているということでしたけれども、ホームページに載っているから、それぞれの委員がそれぞれ自分で見ればいいというものではないと思うのです。委員会に必要な資料はぜひ出していただきたいと思うのです。しかも、私、議事録を見たいと思って、ずっとホームページを見ていたのですけれども、載っていませんでした。実際に国保運営協議会の資料がアップされたのは昨日です。そうゆう意味でここに載っているということは理由にはならないと思うのですけれども、その点もお聞かせください。

それから、去年の厚生委員会でも、国保運営協議会の資料より8ページ少ない資料だったのです。国保運営協議会の資料は全体で16ページだったのですが、厚生委員会の資料が8ページという状況になっていたのです。肝心なところが入っていないではないかということを一つずつ指摘しながら、国保運営協議会に出された資料は委員会でも出してほしいと言ったわけです。一昨年までは、ずっと国保運営協議会とほとんど同じものが出されていたと思うのです。そして、そのときに国保医療年金課長は、検討して、なるべく同じ形のものを出すように進めていきたいと答弁されたわけです。にもかかわらず、去年よりもさらに少ない資料になってしまいました。ちなみに、今年の国保運営協議会の資料は17ページありますので、それをA4判にすると4ページ、17ページを4ページにしてしまうことで、本当にわかりにくい資料になってしまっていると思うのです。

これだけの条例審査をするに当たっての資料として、あまりにも少なすぎるし、議会が軽視されているのではないかと思うほどの資料だと私は思ったのです。そこをまずお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、資料につきましては、議会軽視をしていることは決してございません。ページ数の比較をすれば、確かにページ数は本当に少なくなっておりますし、今回、本当にこれから精査しなければならないと思います。確かに国保運営協議会の資料については、委員、ご指摘のように、ホームページに今現在はきちんとアップしている状況ですけれども、いろいろな理由がございます、見られないと

きもあつた状況にありますので、きちんと対応してまいります。

それから、資料につきましては、本当に課内でも精査していきます。また、必要なところが足りない部分もございますので、そのあたりは加味しながら、来年、実際にきちんとした資料をつくっていきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

国保制度は本当に複雑なので、毎回毎回、条例が出るたび、資料が出るたびに、どうだったのだろう、どういう仕組みなのだろうと勉強しながら私たちもやっている状況なのです。資料が少なければ少ないほどわかりにくくなってしまいますので、ぜひ、来年度は、少なくとも国保運営協議会の資料はきちんと出すようにしていただきたいと思います。

例えば、今回の出された資料の右側の上のところに④均等割軽減の対象となる世帯の拡大とあり、27万5,000円となっていますけれども、これは5,000円増えたわけですが、どういう世帯が拡大されるのか、これだけだとわからないわけです。でも、国保運営協議会の資料では、基礎控除の33万円プラス加入者数掛ける27万5,000円という形で、こういう世帯だったら対象になるというのがわかる資料になっているのです。こういうものは欠かすことができないのではないかと思います。

また、ここの中で抜かされているのが、特別区国民健康保険の基準料率等の設定についてというところで、平成30年度基準保険料率算定における基本的な考え方も国保運営協議会の資料には1ページにわたって載せられているのですが、これについても、全くこちらに載っていないので、本当にわかりにくいです。ここでは法定外の高額療養費分が75%から100%、繰入がやめられるとか、その他の法定外繰入の項目も書かれているわけなのですが、そういうものも今回の資料にはありません。

それから、国および東京都における激変緩和措置額が6年後にはなくなるということで、国から幾ら、東京都から幾ら出されているという資料もこちらにはあるのですが、今回の厚生委員会の中には出されていないのです。

一体どれぐらいの収入の人がどれぐらいの保険料になるのかというのは、さまざまな出し方はありましたけれども、常にモデルケースという形で、国保の資料として出されていたのです。今回の資料の中には出されていませんが、私たちが区民を想像したときに、これぐらいの人がこうなるというのがわかる形、モデルケースは欠かせない資料だと思うのですが、それも入っておりません。

それから、品川区国保の主な数値ということで、さまざま被保険者数とか収納状況とか保険料の政策、減額、世帯数、そういうものも全部、毎回、年度別に書かれたものが出されていたのです。こういうところが全部、そっくりなくなってしまった今回の資料となっています。

○石田（秀）委員長

鈴木ひろ子委員。今の話は基本的に私の責任なので、それは私に言っていただければありがたい。正副委員長で打ち合わせした後に、この資料が出てきました。委員会運営なので、委員長の責任として、この資料を差し戻して、こういうものも出してくださいますよといてもよかったけれども、さっき説明があったように、ホームページにアップされているのであればというので、この資料でいいとしたのは委員長の立場である私なのです。

質疑の内容に入っていたくのはいいのだけれども、それが作為的にどうか、資料をもらったときに、委員長、差し戻してくださいという話があって、私も、差し戻せばよかったわけです。だから、それはそれで今はよしとしてここに入っているのです。

だから、そこは踏まえて、内容に入っていて質問していただくのはいいのだけれども、あるいは、作弄的なところでは委員長の責任なのです。正副委員長として、副委員長もいらっしゃるわけだけれども、私が基本的には委員長として、これでいこうとしたわけなので、そこはこちらに言ってもらったほうがありがたい。

○鈴木（ひ）委員

わかりました。委員長にも申し上げようかと思ったのですが、これが出たのが2日前なので、本当にぎりぎりのところで、なかなかそういうのはすごく困難な部分があると思うのです。だから、前回もそういうことで申し上げましたので、理事者の方にも、ぜひ、今後に向けて改善をしていただきたいということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、中身に入らせていただきます。

この中で、先ほども申し上げましたけれども、肝心の国保の加入世帯数と人数、平成29年度との差がどれくらいなのかが書かれていないので、それをぜひお聞かせいただきたい。

品川区の被保険者1人当たりの保険料が幾らになるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一つ、品川区として、東京都に納付する納付金の総額もお聞かせいただけたらと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

被保険者数や世帯数でございますけれども、今、直近の平成30年2月末でございますが、その数値によりますと、世帯数5万6,131世帯でございます、平成29年度が5万8,593世帯でございます。一方、被保険者数でございますが、7万8,559人でございます、平成29年度が8万3,123人でございます。

次に、1人当たりの保険料でございますが、品川区は13万2,924円でございます。

それから、納付金の総額ですが、先ほど申し上げました、全体の2,006億円というのは品川区ではなくて23区全体でございます。

○石田（秀）委員長

先に質問してください。

○鈴木（ひ）委員

均等割軽減の対象となる世帯拡大なのですけれども、27万円から27万5,000円に5割減額のところは5,000円上がって、2割減額のところは1万円上がったところなのです。平成29年度も5,000円と1万円ずつ、それぞれ上がっていて、去年、聞いたときは98世帯と86世帯を対象として拡大する見込みという答弁だったので、今年も同じくらいの拡大の見込みなのでしょうか。その辺がわかったら教えていただきたい。

5,000円ずつ、1万円ずつ、わずかな金額で拡大になっているのですけれども、国としても軽減の世帯を拡大したいという思いでこういう方針をとっているのでしょうか。それにしても対象がすごく少ないという思いがするのですけれども、その辺のところはわかっています。

そしてまた、去年も今年もという形で拡大されているのですけれども、これからも拡大する方針があるのかについてもお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、5割、2割の世帯数でございますけれども、人数では出ているのですが、システムの処理上、世帯がまだ算出できておりません。人数は、5割世帯は8,011人、2割世帯は7,420人でございます。

まして、昨年と同様の世帯となりますので、それぞれ100世帯未満ではないかと予想されます。

また、これらは国の考え方で、国全体として考えておりますので、これからの方向性は今現在では見出されていない状況でございます。

○鈴木（ひ）委員

わかりました。こちらでは加入者数掛ける27万円と、世帯で書かれていたので、世帯となるのかと思ったのですが、それはまた、わかったらお願いしたいと思います。

それからあと、次に、新たな賦課総額の考え方では、保険料の対象となる経費を賦課対象として、平成30年度は、そのうち納付金分を94%ということで、残りの6%は毎年1%ずつ上げて、6年後には100%にしていくという激変緩和措置の期間と言われているわけです。そういうことで法定外繰入を段階的に解消するというようにしているわけですが、平成30年度については6%分を丸々品川区の法定外繰入で一般財源から繰り入れるという考え方でいいのかを確認させてください。

そして、平成30年度に繰り入れる法定外繰入金は幾らになるのか、平成29年度の法定外繰入金は幾らだったのか、その差額が幾らなのかも教えていただけたらと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

法定外繰入金に関しましては、丸々一般財源となっております。

それから、平成30年度につきましては11.9億円でございます、平成29年度は13.6億円でございます。

○鈴木（ひ）委員

平成30年度の高額療養費分というのは、25%分は法定外繰入で平成29年度は出したわけです。今年、その25%、法定外繰入で出していた分を今年は全額、法定外繰入からなくして、保険料に算定することになるということになると思うのですが確認です。

高額療養費分の法定外繰入は、100%とすると13億7,000万円くらいとこちらに載ってまして、その半額が法定外繰入でずっと出してきた分なので、13億7,000万円となると思うのですが、それがいよいよ全額、保険料の値上げになることになると、1人当たり1万7,000円分くらいの値上げになるわけですが、そのうちの4分の3はもう既に平成29年度で値上げされてきたわけです。今年、4分の1の25%分の値上げになると、平成30年度の法定外繰入で削減される、法定外繰入の高額療養費分はその25%となるので、私の計算では3億4,250万円ぐらいになるのですが、そういうことでいいのかを確認させてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、25%の繰入でございますが、平成30年度からは100%、保険料に高額療養費が入っております。委員のおっしゃるとおり、その計算で合っていると思います。27億円の半分の13.5億円が今まで入ってまして、その中の高額療養費の分は全て法定外繰入金ではなく保険料に算定されます。

そのほか、これからの算定方法が大きく変わって、納付金という全体の考え方になっておりますので、ただ単純に高額療養費分が入ったという考え方ではなくて、今まで、本来、保険料に入れなければならなかった高額療養費とか審査支払い手数料、出産育児一時金、葬祭費等々ありますけれども、それらをきちんと法定外ではなく保険料に算入するという国の考え方に基づいた考えを23区全体でしております。

したがって、高額療養費が今回、平成30年度から幾らとは特に出しておりませんので、計算はできません。

○鈴木（ひ）委員

でも、それまでは高額療養費分は法定外繰入ということで、一般財源から入れてきたわけですから、それを保険料算定にしたということなので、1人当たり4,200円余、これだけでも値上げになったということですし、一般財源からは3億4,000万円余、繰り入れが少なくなったということだと思っております。

今、課長が言われた法定外繰入を今までしていた審査支払い手数料、出産育児一時金の3分の1、葬祭費、保険事業費等の総額は、今度、それを法定外繰り入れではなくて保険料算定にしていくという考え方になると思うのですけれども、その総額は幾らになるのでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

納付金、交付金の考え方になりましたので、国からの交付金の部分等の項目が非常に変わりました。その中で、高額療養費分は幾らとか、あと出産育児一時金等を項目出しをすることが、今現在の段階では非常に難しい部分があります。一応、前回までの、例えば共同事業拠出金などの中に高額療養費医療拠出金とかが入っているのです。そういう内容を加味していき、廃止した項目を挙げさせていただきますと、例えば高額医療費共同事業の拠出金であれば13.4億円とか具体的に言えるのですけれども、その細かい部分の考え方が変わってしまっているのです、その部分は算定しておりません。

○鈴木（ひ）委員

私が聞きたいのは、今までは法定外繰入ということで一般財源から国保会計に繰入ってきたのを6年間で解消していくという方針なわけです。今まで出してきた高額療養費はわかったのですけれども、それ以外の法定外繰入で、これから6年間でなくしていくという、今まで出してきた法定外繰入は幾らなのかをはっきりさせておきたいと思ったので、そこのところをお聞かせいただきたいです。

あと、東京都で法定外繰入をしなかった場合の1人当たりの保険料試算を出しています。その額も教えていただきたい。

○三ッ橋国保医療年金課長

法定外繰入金の部分でございますが、今回からの考え方というのは、賦課総額の中の94%、つまり6%が法定外という意味合いなのです。したがって、高額療養費とか出産育児一時金というのは、もう既に保険料に入っているのです。ですので、違った考え方になっていくのです。ですので、項目でという考えではないということだけお伝えしておきます。

また、一方、東京都の1人当たり保険料でございますが、15万8,528円でございます。

○鈴木（ひ）委員

わかりました。結局、平成29年度の1人当たりの保険料は12万6,200円くらいですから、法定外繰入をなくした場合の東京都の試算では15万8,500円、そこまでに6年間でしていく方針です。この差額ということで、3万2,300円ほどが法定外繰り入れをなくしたことによって、6年間で上がっていく。その額ということの確認をさせていただきたいと思って、今まで数字を出していただきました。

それと、これはわかったらいいのですけれども、モデルケースで、給与所得、4人世帯の年収400万円と500万円の場合が国保運営協議会の資料には出ているのですが、2010年は算定方式が変わる前なのですけれども、このときの保険料が幾らかがわかったら教えていただきたいというのが1つです。

それとあと、国がこれまで保険者支援金を年間1,700億円出してきました。その分は、品川区では

幾らぐらいになるのかを私、何回も聞いて、東京都と品川区の分も合わせて3億7,000万円ぐらいという答弁があったのです。その分は、今回、国からのお金はどれぐらい、どういう形で来ているのかも教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、先程、納付金のことを聞かれた部分の資料が確認できましたので、お伝えいたします。品川区では、納付金は126億6,000万円でございます。これは激変緩和後となっております。

また、保険者支援金でございます。今まで低所得者対策として実施しておりました1,700億円の部分でございますが、今回、保険者支援金につきましては、同等と見ております。その数値については、もう一度、確認させてください。

○鈴木（ひ）委員

それともう一つ、今回、国からも特別区全体で43億1,000万円、東京都からは14億円が負担を軽減させるために出ていると国保運営協議会の資料にはあるのです。そんなに大した額ではないと思うのですが、これは激変緩和措置ということで国と東京都から出ているのですけれども、特別区の中でこれだけ出されるということ、しかも、これは6年間の時限措置ということで、国としても、東京都としても6年間、この額を出し続けると書かれているのです。

今回の激変緩和措置も6年間ではないですか。品川区から法定外繰入を6年後にはなくしてしまう、6%の分を丸々なくしてしまう。それに加えて、こっちも6年後になくされてしまうということになると、さらに二重となってしまいます。これは納付額には入っていない額と聞いたのですけれども、これもなくなってしまうと、保険料として納める納付額に入ってくることになるのでしょうか。そうすると、さらに負担が増えてしまうことになるのではないかと心配なのですけれども、その点はいかがでしょう。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、先程ご質問のありました2010年の保険料でございますが、このときの国保運営協議会の資料によりますと、所得割率が8.09%、均等割額が3万9,900円、1人当たりが9万4,479円となっております。

○鈴木（ひ）委員

モデル世帯ではわかりませんか。

○三ッ橋国保医療年金課長

モデル世帯ではわかりません。申しわけありません。

先ほどの保険者支援金1,700億円の部分でございますが、公費拡大分が3億円となっております。こちらは平成27年度からの公費拡大がございまして、一般会計から繰り入れている基盤安定負担金の保険者支援金を拡大していく部分でございますが、3億円でございます。

国から特別区に対しての激変緩和措置、43.1億円でございますが、品川区といたしましては約7,100万円、国からの激変緩和措置が来ております。

○鈴木（ひ）委員

そうすると、1,700億円分の財源は、品川区に今までと同じような形で入ってくるということでしょうか。これは多分、一般財源に入れていたと思うのですけれども、今回の3億円も一般財源に入るという考え方でいいのか。

それからあと、国からの激変緩和措置である7,100万円、これは品川区の分ということで、品川区

に入るのですか。納付額の中から、もう削られているのかと思ったのですけれども、国と都からの激変緩和措置である43億1,000万円と14億円がどういう支援になっていくのか、どこにどう入ってくるのかわからないので教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

例えば先ほどの激変緩和の金額、また、どの部分に入ってくるのかでございませけれども、国からの保険者支援金1,700億円の部分でございませが、例えば調整交付金、定率国庫負担金、また前期高齢者交付金などがございませして、その関係の激変緩和の部分でございませ。納付金を算定する前に、今言いましたような交付金が引かれている部分と、納付金の後に品川区として引く部分でございませ。

例えば、今、申し上げましたのは、枠の参考資料の平成30年度以降の国の交付金や都の法定繰入金の部分が今申し上げました部分で、国からの交付金がここで削除されているのです。つまり、その部分が都全体の納付金よりも前に削除されているという考え方です。

それとあと、もう一つ、品川区の中で、国から直接入る部分でございませ。今見ていただいた図の下の品川区と書かれております特別交付金が今申し上げた納付金で、自分の区で差し引く部分でございませ。

○鈴木（ひ）委員

本当に複雑な仕組みで、課長もご苦労されていると思うのですけれども、どちらにしても、今まで法定外繰入を出していたものを6年間でなくしていく。さらに、6年たったなら国が出していた分も東京都が出していた分もなくしていくことになって、それが全部、保険料にかかってくるとなると、それは本当に高い。今までもすさまじい値上げが続いてきたわけです。経年的に見ると、400万円の4人家族で保険料が49万2,665円、世帯主の所得ではなくて収入が500万円の家族は保険料が58万円ですから、本当にこれだけ高いのに、1人当たり3万数千円も上げられるとなると、どうなっていくのだろうと恐ろしい思いがするのです。

国保というのは、構造的な問題で、定年になった方、非正規の方、失業した方が入っているところで、高齢者が多い、そのために医療費もかかる、所得の少ない人が多いというところで、所得に占める保険料の負担が重いのです。それで全国知事会も負担の限界を超えているので、保険料のあり方は、せめて協会けんぽ並みの負担にしないとだめだということ言って、国がもっと負担を増やすべきだということ求めてきたわけです。

それにもかかわらず、今まで各自治体が出していた負担軽減の分まで出さないようにと国が決めて、その分を国が出すかといえば出さないままというやり方は、私は、国保の財政破綻になってくるのではないかという思いなのです。

国がこれだけ進める悪政なので、自治体としては、そこのところをどうやっていくかは苦労されていると思うのですけれども、保険料は高いということ部長も課長も認めて、そして、本来であれば、その負担を軽減して、保険料を安くしなければいけないところを、これだけとてつもない値上げにしていって、そういうところに対してはきちんと考えられているのかという点をお聞かせいただきたい。

それから、この参考資料の中でも改めて、特別区の水準を参考に、独自に対応することも可とする書かれているので、法定外繰入は改めて継続するように求めたいと私は思うのですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、国保の制度改革は、本当に長い間、考えられてきて、いよいよ平成30年度からの改正となり

ます。この背景には、国全体の国民の医療費の増加も大きくかかわっております。その中で、国保は、委員のご指摘もありましたように、どうしても加入者の年齢構成も高いですし、医療費の水準も高いです。また、所得の水準が低いというのは、社会保険と比べますと、一般的に言われていることは本当にそのとおりだと思っております。

その中で、このままでいくと、国保が本当に破綻してしまうという危機感を持って、国は今回の制度改革に至っていると言っています。財政基盤の安定化においては、適正な保険料を考えていかなければならないと思っています。その中で、国が示す標準保険料、都内統一、また、東京都が示す標準保険料率がございます。そこは、先ほど申し上げましたように、どうしても、今、現状よりも高いものが本来の標準保険料なのではないかと思っております。

ただ、保険料の値上がりについては、お一人おひとりのご負担も考えなければいけないと思いますので、激変緩和は、国も、また公費の投入もあります。そこで、本当に一番身近な自治体として何をしなければならぬのか、また、保険料が値上がりしないように、区として、また、23区全体として考えていかなければならないと思っています。その1つが医療費適正化の部分だと思っております。

医療費の適正化につきましては、ジェネリックという、同等の薬効で、価格は低廉となっている医薬品の推奨につきましても考えていかなければならないと思っております。区ができることは限られているかもしれませんが、今後、本当に保険料の値上がりは、なるべくご負担がないように考えていかなければならないと思っております。

ただ、法定外繰入金と申し上げますのは、国からも法定外繰入金を解消、縮減するようと言われておりますので、そちらは考えていかなければならない問題だと思っております。

○鈴木（ひ）委員

国が法定外繰入をなくすという改悪をしたのが一番の大もと。そして、そこに国の負担を増やさないのが今の政権の悪政の根本があるのだと私は思います。

そして、医療費が増えたら、それをどうやって確保するかに知恵を絞ることが必要であって、それをなくすということで考えるべきではないですし、最もこれは命にかかわるところです。今まで出していた、しかも、出していたことで破綻するという財政ではないにもかかわらず、法定外繰り入れを全面的にやめてしまうやり方は本当に改めて問題だと指摘をしておきたいと思います。

区としてできることなのですけれども、もちろん医療費適正化とかジェネリックとか予防とか、そういうところに取り組んでいくのもすごく大事なことだと思いますし、進めていただきたいと思います。

それと同時に、国保料の引き下げのところで、子どもの均等割の減免制度をぜひつくっていただきたいと思うのです。都議会でも、昨年3月、子どもの均等割減免制度の創設を国に求める意見書を出しています。おそらく、区長会でも要望していると思います。全国都道府県の知事会でも均等割の軽減を要請しています。

具体的なところでは、昭島市で18歳以下の子どもが2人以上いる世帯に対しては、2人目の均等割額半額、3人目以降は9割軽減、それから、東大和市では、18歳以下の子どもが3人以上いる場合は、3人目から均等割を免除としていて、これは自治体独自にできることだと思うのです。品川区から、ぜひ、多子世帯への均等割減免制度を改めてつくっていただきたいと要望したいのですけれども、いかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

子どもの均等割も、知事会とか、平成29年8月に特別区長会が国へ要望している状態であります。

実際に、課長会の中でも、子どもの均等割はどうやっていけばいいのか、これから考えていくテーマにはなっていく予定でございます。実際に、具体的にどうやっていくかは、まだ検討にはなっていませんが、子どもの均等割と申し上げますのは、考えなければならない1つのテーマだと思っておりますので、今後、検討をしてみたいと思います。

○若林委員

今ので1つ確認。子どもの均等割、いろいろ議論が進んでいくのですけれども、その減った保険料を誰が補填するのかという考え方に当然なるのです。その財源も議論をされるということなのですよ。確認です。

○三ッ橋国保医療年金課長

例えば、特別区長会からは、国庫負担金を増やすように、子どもの均等割軽減に関しては、国からその負担をするように申し入れをしてございます。ただ負担がそのまま保険料に来てしまった場合も、一方で考えなければならないことだと思いますので、慎重に考えてまいりたいと思っております。

○石田（ち）副委員長

先ほど国保加入世帯数を言っていたのですが、加入者の職業構成、構造的な問題と言われていて、自営業とか無職の方、あとは被用者、雇われて働いている方、圧倒的に非正規が多いということなのですが、品川区の割合がわかれば教えていただきたいです。

○三ッ橋国保医療年金課長

基本的には、国保は社会保険でない方、中小企業の方等が加入されます。ただ、職業構成で割合というのは、手元にはございません。

○石田（ち）副委員長

今、国保の加入世帯も少しずつ減っている。その中には、社会保険に加入できているということもあると思うのです。構造的な問題ということで、低所得者、高齢者が多いということなので、品川区ではどんな感じになっているのかを伺いたかったのです。

目標収納率というのがあると思うのです。この間の予算のところでも、平成28年度の目標は91.68%だったのですけれども、平成29年度はどういう目標でやられてきたのか。それから、平成30年度、新たにやっていくところでは、この目標はどう考えられているのかを教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

目標収納率は非常に難しい問題でありまして、本来ならば目標を100%と掲げたいのですけれども、なかなか100%にならない現状がございます。23区の中で1位の状態で、今、91.6%が現状でございます。1%上げるのも本当に大変な状況なのです。ですので、実際に目標を掲げるとしましたら、今91.6%でございますので、92%という目標を掲げている状況でございます。

○石田（ち）副委員長

1%上げるのも大変と。平成28年度の前は、たしか89.何%という目標だったと思うのですけれども、2%上げているということで、大変だということでも、それだけ収納率を上げてきた。私は、この背景に23区で見てもトップレベルの差し押さえがあるのだろうと思うのです。この間、東京都から入ってくる成績別交付金があります。この間も1億6,000万円ほど入ってきたと思うのですけれども、これは今後、新制度になったもとでどうなっていくのか伺いたいです。

○三ッ橋国保医療年金課長

東京都からの収納率向上にかかわる取組み成績別交付金は、今後も特になくなることはございません。

平成30年度につきましては、収納率の部分で、納付金の品川区の部分から差し引かれますので、今後、収納に関しては、また取り組んでまいります。

○石田（ち）副委員長

保険料を支払うというのは保険制度を支えていく上でも大事なのですが、今、問題になっているのは高すぎて払えない状況です。それがさらに引き上がる。そして、さらに区は収納率を向上させていくというところで、大変になってくるだろうと思います。そして、差し押さえ件数もすごく多いです。この間も紹介しましたが、渋谷区は10件しかやっていないですが、品川区の滞納者数は渋谷区より少ないのです。そういうところで、区の考え方が違う感じがするのです。

ですので、今でも保険料が高くて大変なのが引き上がるということは、もっと大変になる。しかし、それでも収納率を上げていくとなると、さらに差し押さえもすることになっていくと思わざるを得ないです。ですので、差し押さえの考え方を伺いたいのです。

○三ッ橋国保医療年金課長

それぞれ被保険者の方のいろいろな状況がございます。例えば分納計画を組んだり、窓口で丁寧に説明して、いろいろなご事情を聞いた上で、差し押さえに至る経緯もございますが、決して被保険者の皆様の状況を加味しないということではなく、一人ひとりの状況をきちんと伺いながら丁寧に説明して、被保険者の方にとって最適な方法を見出していければいいと思っております。

ただ、一般的な、大多数の被保険者の皆様は、通常、保険料を払っていただいている状況がございます。この制度の安定性や公平性を考えますと、きちんと納付していただかなければいけないと思っております。区といたしましては、収納というものは非常に大切でありまして、保険の財政運営の基盤となっておりますので、そのあたりを加味しながら、被保険者の方々に丁寧に説明していきたいです。

○石田（ち）副委員長

一人ひとりの状況を把握する、確かに収納は大切です。やっていただきたいことです。ですが、そこを飛ばして差し押さえというのをこの間、やられているのは事実なのです。突然、差し押さえられる。最低生活費も残さずに差し押さえられる。これを私たちは問題にしているわけです。

先ほど課長もおっしゃったように、一人ひとりの状況をつかんでどうやったらいいか考えていけば、収納できる状況も生まれてくるのに、とにかく払わないと差し押さえしますというおどしまが、実際にこういったこともあるわけです。

ですので、今、質問をさせていただいた中の収納率は向上させる、保険料は値上がる、払うほうは本当に大変という中で、さらに激化していくのではないかという思いがしてならないのです。

差し押さえについては、この間も請願質疑のところでありましたけれども、今までどおり、国税徴収法に基づいて進めていくということだったのですが、本当に毎年毎年、値上がる国保料、これまで気にかけていなかったのに、国保はこんなに厳しかったのかといいかげん中堅層も感じ始めている状況です。これは本当に低所得者にとってみれば大変な負担になるというのを私も改めて感じているのです。今後の差し押さえだったり、取り立てにも似た窓口での対応を本当に改めていただきたいと思うのです。それがさらに増えていくのではないかと思うので、その考え方を伺いたいのと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

この間、激変緩和策として、国からの公費が入ったり、また、7割減額、5割減額、2割減額もございます。今回、5割は5,000円、2割は1万円上がっている状況で、国からも、いろいろな部分で公費は投入されている状況です。低所得者対策としても、1,700億円、国からも、全体として低所得者

対策は実施している状況でございます。

ただ、確かに地方自治体として、区として一人ひとりの対応をしていく中で、さまざまな状況があるのは実情として把握しております。国保医療年金課としても実態は把握しておりますので、一人ひとりのケースに応じまして、丁寧に対応していくことが一番基本になっていると思います。

○石田（ち）副委員長

丁寧な、ぬくもりある対応をすれば収納につながるということは本当にあるので、ぜひ、そこをお願いしたい。

それと、前々から私たち共産党はお願いしているのですけれども、ブースです。低所得者対策をされているとおっしゃるのですけれども、だったら値上げしないでという感じなのです。ですので、それでも払えない、今まで払えていた人も払えなくなってくる状況になってくると思うので、そういった相談も増えてくるのではないかと思うのです。ですので、ぜひ、プライバシーを守れるブースを国保でもつくっていただきたいと要望したいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。いいですね。

私から、最後、1つだけ、お願いだけしておきます。先日、厚生労働省の勉強会の話をお聞きしました。2008年生まれの人の話が出て、人口予測といいますか、2008年生まれの人が100歳になったときの生存率が、50%を超えたという話です。ですから、100歳の同期会をやったら、50%は健全で、どういう状態かわからないですが生存しているという人口予測が出たということでありまして。けれども、人口減少はしていく。

その中で、2025年の問題と今、言われているけれども、それ以上に、これから医療等もさまざま発展していくので、先ほど言ったような状況になっていくだろう。そうなったときに、皆保険をいかに維持していくのか。全体を長い目で見たときの国の制度、国保だけではないけれども、少子化対策で子どもを増やしていくのも1つの考え方ですが、今の人口が減っていく状況の中で、皆保険制度をしっかりと維持していくことを考えながらやっていくことは、私は正論だと思っているということだけ言っておくだけです。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○鈴木（真）委員

国保制度の安定化が第一条件に入っていると思います。いろいろな課題はまだまだあると思いますけれども、自民党として賛成します。

ただ、質疑の中にもありましたが、医療費の削減とか、この制度を区民の方にどのように伝えていくか。制度改正はわかりにくいと思います。その中で、皆保険に対して区としての負担、区民の負担が少しわかるように。我々、質疑をしても非常にわかりにくいところなので、何かコンパクトに、皆様に理解してもらって保険料を納めてもらうというところをぜひ考えていただきたいと要望します。

○若林委員

質疑の中での意見も含めて申し上げさせていただきましたので、また今後の国保の保険料をいろいろ考える際の参考にさせていただきたいと思います。今後、6年間で1つ大きな焦点になってくるということです。そもそも法定外、言葉遣いは行政用語ですけれども、中身の本質的な部分をしっかりと捉えな

がら、品川区としての考え方も、私も当然、しっかり考えていかなければいけないという思いを強くしながら、賛成します。

○鈴木（ひ）委員

条例に対しては反対です。全国知事会が随分前から、保険料負担に耐えられる限度を超えて、国保運営が破綻するおそれがある、だから、保険料については、持続可能な制度にするために根本から考える必要がある、せめて協会けんぽ並みの保険料にするよう手当が必要だという提言がもう4年前に出されているにもかかわらず、全国知事会の提言と逆方向に行って、逆に限界を超えている保険料を大幅に値上げをするという中身です。

今年、1人当たり6,700円余値上げされるわけですがけれども、法定外繰り入れを6年間でなくすとすると、さらに3万2,000円余の値上げが区民に襲いかかってくることになって、これはとてつもない値上げで、国保制度そのものが、皆保険と言いながら払えない人をたくさん生み出して破綻していくのではないかという危惧を持っています。今でも高すぎる保険料が払えないということで、保険証を持たずに、病院にもかかれず手遅れになるという問題も起こっています。そういう中で、法定外繰入は、今までの分は継続をしていく。そして、高額療養費分ももとに戻して、引き下げこそ必要だと私は求めたいと思います。

○大倉委員

賛成です。いろいろ議論もされて、お話も伺いまして、均等割等の軽減といったことも今後、議論になっていく。これから品川区もいろいろ考えていただいて、取り組んでいただくのと、先ほどもおっしゃっていましたが、制度が変わったところを区民の皆様にはしっかり周知していただいて、進めていただければと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第42号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 その他

(1) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

最初に、(1)の委員長報告についてでございます。

本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(2) その他

○石田（秀）委員長

次に、(2)のその他でございます。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午前11時44分閉会